

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2007. 1.10 発行〈通巻第365号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



特集／アスベスト問題この一年

- 石綿新法からこれまでを振り返って
アスベスト問題の現状と課題を考える 2

- アスベスト報道ダイジェスト2006年12月 10

- OSHMS導入にインセンティブ措置、しかし効果は？
改正労働安全衛生法を読む⑤ 11

- 前線から(ニュース) 16

1月の新聞記事から／19
表紙／アスベストユニオン結成大会 12月17日東京・全造船本部
[撮影・今井明]

石綿新法からこれまでを振り返って アスベスト問題の現状と課題を考える

(前号の続き)

II 石綿被害の「救済」「補償」をめぐる課題

1) 届かない「救済」、ないことにされる「被害」

石綿による健康障害は、石綿肺（石綿によるじん肺）、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水、胸膜プラークがある。胸膜プラークについては、「療養を要しない」ということで「疾病ではない」とされ、労災保険法などの補償法制度の対象外となっている。

労働者の職業曝露による健康障害に対しては、労災保険法などの労働者を対象とする補償制度が適用される。労働者以外（事業主を含む）を対象とする「救済法」として石綿新法が本年3月27日から施行されている。

ただ、対象疾患について、石綿新法の方が肺がんと中皮腫のみに制限されており、これが「救済の大きな隙間」として大問題となっている。同時に、給付内容については、労災保険等の労災補償制度と比較してこれまで大きな格差がついており、まさに、「隙間」と「格差」の石綿新法なのである。

また、石綿新法では、死後5年を超えて労災補償請求権が時効となった遺族の救済と

して、「特別遺族給付金」（年金の場合は遺族一人のとき月220万円、一時金の場合は1200万円）が設けられた。これまた、時効措置を撤廃すればいいものを、中途半端で少ない額を3年間だけ受け付けるとの特別措置として設けたため、大きな批判を浴びている。

それらの大問題は当然の前提として、では、肺がんと中皮腫については、この間設けられた「救済」措置で、どのくらいの被害者が、まがりなりにも「救済」を受けることができているのかを、おおざっぱに試算したのが表11だ。

中皮腫の救済割合はどれだけ多めにみても4割弱、石綿肺がんは1割に届いていないと推定される。アスベスト被害の多くが過去の闇に葬られようとしている。

石綿新法で対象疾患とされていない、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水に労災以外の患者は存在しないのかといえ、事実はその逆である。

たとえば、泉南地域では労災対象外の石綿肺やその合併症の患者が発生していて、国家賠償訴訟の原告となっている方がいる。

また、事業主のために労災保険の対象外とされた石綿肺患者が石綿新法に申請し、棄却され、現在不服審査請求を闘っている。

表10 労災保険法等と石綿新法の対象疾患

労災保険、地公災法、国公災法、船員法	石綿新法
石綿肺、肺がん、中皮種、びまん性胸膜肥厚、 良性石綿胸水	肺がん、中皮種

表11 中皮種、石綿による肺がんの救済状況試算

	中皮種	肺がん
a) 死亡数累計 (1995-2005)	7924	15848 ※2
b) 労災認定累計 (1995-2005) (うち2006年度半期分)	1434 (512)	781 (328)
c) 特別遺族給付金認定件数 新法による時効救済	452	154
d) 特別遺族弔慰金等 新法による労災以外の救済	1271	11
e) 「未救済件数」※1 $a - (b + c + d)$	4767	14902
「未救済率」% ※1 $E / a \times 100$	60.2	94.0

※ 1994年以前の死亡数未算入のため明かな過小評価

※ 中皮種の2倍として仮定

熊本県宇城市松橋町(旧下益城郡松橋町)の松橋地区の旧石綿工場周辺に在住していた堺市在住の女性はびまん性胸膜肥厚と診断を受け、新法の救済給付を申請している。

2) 労災上積み補償への加害企業の対応と問題点

労災保険などの労災補償制度による補償は、被害者の損害すべてをカバーしてはいない。休業補償は平均賃金の60%であり、精神的損害に応じた慰謝料は一切含まれていない。このため、労災補償以外の部分の損害を企業に求めることは被害者の権利である。

石綿被害について、こうしたいわゆる労災上積み補償を求める取り組みが活発化しており、各企業の対応も徐々に顕在化してきた。

その一方で、上積み補償に全く応じよう

としていない企業、被害者との個別交渉に分断して労働組合や被害者団体との交渉を拒否する企業に対する闘いがはじまっている。

企業利益を優先し、石綿被害に対する責任を最小限に押し止めようとする、浅はかな加害企業の姿は、「国に責任はなかった」と居直る政府の姿とだぶって見える。

損害賠償を拒否している企業の代表格は日本通運、国鉄清算事業団・JRであり、被害者団体、労働組合との交渉を拒否して被害者の分断に汲々としている企業の代表格がニチアスである。問題企業がかつての国策企業、国有企業、アスベスト政策の中心企業であることは決して偶然ではない。

日本通運

日本通運は、ニチアス奈良・王寺工場の石綿荷役を請け負い、担当者を同工場に常

駐させていた。その一人故・吉崎忠氏は定年まで日通に永年勤続した日通マンだった。労災認定後、内部規程通り労災上積み補償を行うように日本通運に求めたが、会社は「前例がない、退職者への補償規程はない」として補償を拒否した。吉崎氏は無念な思いを残しながら亡くなられたのだった。

遺族は現在、損害賠償を要求することを検討している。また、尼崎のクボタ旧神崎工場の石綿輸送を請け負っていた日通労働者に中皮腫、肺がん労災認定患者が続出している。日通はこの方たちに対して、あろうことか、労災請求の事業主証明を拒否するという言語道断な対応を行っている。現在、尼崎労働者安全衛生センターを窓口とした交渉が追求されているが、日通の対応いかんでは裁判に発展する可能性がある。

旧国鉄（清算事業本部）

旧国鉄では、蒸気機関車やディーゼル機関車のボイラーや配管、排気管、車両の内装石綿吹き付け、ブレーキパッドなど多くの石綿が使用されていたことから、多数の労働者が石綿に曝露した。JRになってからも補修、解体作業を中心に石綿曝露があったため、石綿被害が発生した。労災補償については旧国鉄時代だけの曝露が原因とされる場合は国鉄清算事業本部によって行われ、曝露がJRでも継続していた場合は労災保険が適用され所轄の労基署が担当することとされている。

現在までに何件もの肺がん、中皮腫の労災認定事例があり、患者と遺族は国鉄清算事業本部に対して、JRの内部規程通りの

労災上積み補償を要求する被害者の交渉が持たれてき、清算事業本部は上積み補償に一切応じようとしていない。

日通と同様、国鉄清算事業本部の対応に変化がなければ、今後、旧国鉄を相手取った訴訟が次々に提訴される可能性が大きい。この場合、被告は清算事業本部であるが、実質的には使用者は国であり、国の責任が問われることになる、重要な意義をもつ裁判になるだろう。

アスベスト被害を闘う労働組合運動

日通、旧国鉄とは対照的に、造船各社は被害者団体、労働組合の取り組みに対応する形で、退職者の補償規程を制度化してきている。ただし、死亡年齢による差を大きくつけたり、企業間格差があったり、不十分な点多々あり企業との交渉がつつけられている。その運動の中心となっているのが全造船労働組合だ。

全造船は住友重機械を相手取った石綿被害損害賠償裁判を1987年に提訴、勝利和解を勝ち取り、昨年10月末には第二次裁判に完全勝訴、会社側は控訴を断念した。

全造船の指導のもとニチアス・関連企業退職者労働組合が結成され（本誌06年10月号で報告）、さらにはアスベスト被災労働者の救済、健康対策を的としたアスベストユニオンを12月17日に結成した（表紙写真）。結成と同時に、組織した住友重機械の下請労働者について謝罪と正社員並みの補償を申し入れた。

アスベストユニオンの結成大会議案書は次のよう述べる。

2004年(平成16年)11月5日(金曜日)

〈毎日〉

社

元日通社員に労災認定

奈良

石綿工場で 運送業務 二十数年後、中皮腫

アスベスト(石綿)製
品を取り扱う工場で運送
業務に携わった奈良市在
住の元日本通運社員、吉
崎忠司さん(67)が胸部の
がん「中皮腫」になり、
葛城労働基準監督署から
労災認定を受けていた
ことが4日、分かった。

日通は「以前にアスベ
ストによる労災認定例は全
くなかった」としている。
運送関係者への警鐘と
なる認定例で、支援団
体は同様の職歴がある人
に注意を呼びかけてい
る。

中皮腫はアスベスト病
とも呼ばれ、大半は石綿
を吸い込んでから30〜
50年で発症する。日本
の石綿輸入量のピーク
は74年(約35万トン)と
88年(約32万トン)で、今
後、患者の急増が予想さ
れる。

吉崎さんは69年から2
年2カ月間、日通社員と
して奈良県王寺町の「日
本アスベスト」(現ニチ
アス)の工場で勤務。石
綿の原石の荷受けや製品
の積み込みに立ち会い、
直接作業を手伝ったり、
助手としてトラックに乗
り込んだこともあった。
作業場は大量の粉じん
が舞ったが防護マスクは
支給されなかったとい
う。

02年に県立奈良病院で
「悪性胸膜中皮腫」と診
断された。医師から「ア
スベスト関係の仕事をし
ていないか」と問われて
工場勤務を思い出したと
いう。吉崎さんは「当時、
がんを誘発する危険物と
は教えられなかった。石
綿が原因と知らずに中皮
腫で亡くなった人も多い
と思うので、広く問題を
知らせたい」と話してい
る。

【大島秀利】

厚生労働省職業病認定
対策室の話 運送業な
ど無関係と思われても
間接的にアスベストを吸
って中皮腫になることは
考えられる。今後も職種
にとらわれず、作業内容
の実態を見て労災を判断
していく。

2004年11月5日 毎日新聞

住重に2億円賠償命令

第2次 じん肺訴訟 全国初の判決

裁 地
横 須 賀 支 部

住友重機械工業(本社・東京)の横浜須賀支店内の造船所で勤務中に、アスベスト(石綿)対策が十分だったためじん肺や悪性中皮腫になったとして、元従業員と遺族の十六人が会社側に総額三億九千六百万円の賠償を求めた「住友重機械工業第2次じん肺訴訟」の判決で、横浜地裁横浜支部(高柳輝雄裁判長)は三十日、同社に計一億二千三百四十万円を支払うよう命じた。民間造船会社のアスベスト集団訴訟で、和解ではなく司法判断が出たのは全国初。

(横浜支社) 関連記事26面に

判決で高柳裁判長は、会社側の粉じん発散の防止、防じんマスク支給、じん肺教育を受けさせるなどの義務について「対策や措置は不十分だった」「安全配慮義務すべからず」として、原告側の主張を全面的に支持した。判決で高柳裁判長は、

「必要な安全対策は取っていた」「原告の症状は軽いなどとした会社側の主張は、在日米海軍横須賀基地のじん肺訴訟の和解案に準じて示されながら会社側が拒否した和解案に弁論費

住友重機械じん肺訴訟の経過

1939-96年	第2次訴訟原告の元従業員が住友重機械工業造船所で溶接工などとして勤務
88・7・14	別の元従業員8人が横浜地裁横浜支部に第1次訴訟提訴
95・7・28	肺がんで死亡した元従業員の遺族が損害賠償請求訴訟を提訴、その後、和解成立
97・3・31	第1次訴訟和解成立
2003・7・8	元従業員11人と死亡した元従業員の遺族3人の計14人が第2次訴訟提訴
11・17	第2次訴訟第1回口頭弁論
04・1・3月	第2次訴訟原告の元従業員2人が死去
05・5・23	同地裁支部が和解案提示
7・12	会社側が和解案を拒否
06・7・24	第2次訴訟結審
10・30	第2次訴訟判決で横浜地裁横浜支部が計約2億1000万円の賠償命令

原告団の野村和造弁護士は「アスベスト問題で企業に責任を取らせるため、和解でなく判決で認められたことは重みがある」と評価し、「判決を尊重し、控訴するべきでない」と会社側をけん制。同社IR広報室は「主張が認められず残念、判決を検討し慎重に対応する」とコメントした。同社のじん肺被害では、別の元従業員八人が一九八八年に起こした1次訴訟で九七年、会社側が総額一億四百万円を支払うことで和解が成立。二〇〇三年に始まった2次訴訟では、会社側が昨年、和解案を拒否していた。

◆民間造船会社における主なじん肺裁判
▽住友重機械工業・第1次訴訟(8人) 1997年3月、会社側が1億400万円を支払うことで和解成立▽三菱重工長崎造船所・第1次訴訟(患者77人、遺族20人) 2002年6月、会社側が12億8000万円を支払うことで和解成立▽三菱重工長崎造船所・第2次訴訟(社員32人、下請け社員7人) 今年10月2日に結審しており、今後、和解を模索する方向。

2006年10月31日 神奈川新聞

1 経過および方針

アスベストをめぐる情勢

2005年6月末にクボタのアスベスト被害が報道されて以降、さまざまな企業におけるアスベスト労災や、事業場周辺の住民被害が明らかになった。企業は競うようにアスベスト被害を公表し、国も、労災認定した事業場の公表に踏み切った。2006年3月には「石綿による健康被害の救済に関する法律」(アスベスト新法)を制定し、時効になったアスベスト労災の遺族補償や住民被害者の救済に乗り出した。

これらが長年にわたるアスベスト反対運動の大きな成果であることは言うまでもな

い。しかし、アスベスト新法は極めて不十分なものであり、一体どうしてアスベスト被害が拡大したのかという責任追及の議論を封じる役割を果たしたことも見逃してはならない。さらに施行後の運用状況をみると、中皮腫であるにも関わらずなかなか認定されないまま多くの患者が死亡しており、労災においても業務上認定率がむしろ低くなっている。とりわけ肺がんについては、不当な認定基準や医学的資料の不足などから、認定数があまりにも少ない。企業の姿勢も、情報開示に極めて消極的となり、国も新たに労災認定された事業場の発表をしようにしていない。

企業の責任を問う

1988年7月、住友重機(旧浦賀ドック)で働き、アスベストじん肺となった全造船の仲間が、企業に損害賠償を求めて、アスベストじん肺裁判を提訴した。アスベスト製品を使っていた職場で、企業責任を求める初めての裁判であった。1997年に勝利的な和解を勝ち取った。その後、米海軍横須賀基地の裁判、勝利判決へとつながり、2006年10月には、やはり住友重機の造船労働者が、勝利判決を勝ち取った。

さらに造船大手の被害者や遺族が立ち上がる中で、各社は退職者に対するアスベスト労災への補償制度を作った。日本板硝子など、アスベストばく露職場を抱えていた他の会社でも、徐々にではあるが企業補償に踏み切る会社が出てきた。

しかしながら、まだまだ多くの会社は、企業補償はもとより被害者との話し合いすら拒否する例も少なくない。また、労災や住民被害を明らかにするためには、全ての企業がどのようなアスベストをどのくらい職場で使っていたのかを公開すべきである。アスベストユニオンは企業責任を徹底追及する。

下請け差別を許さず、元請け・親会社や国・自治体の責任も追及する

下請け労働者は、アスベストばく露も含めて劣悪な職場環境の中で、賃金も低く抑えられ、不安定雇用を強いられてきた。親会社や元請の正社員と、同じ仕事をして、同じアスベスト労災になっても、労災給付額も低くなる。既に倒産した企業も少なくないため、企業責任を追及しようにも、どうしようもないことが多い。アスベストユニオンは下請け労働者の団結を勝ち取り、危険性を無視し、被害を放置してきた親会

社や元請、国・自治体の責任を追及し、具体的な対策を求める。

健康管理の徹底を

多くの企業で退職者の健康診断が実施されたが、アスベスト製品を作っていた企業ですら、雇用期間の短い労働者や下請け労働者への連絡は行き届いていない。健診もやりっ放しで、十分な説明がなされていないことが多い。国の石綿健康管理手帳による健康診断も同様であり、不当な不交付決定も相次いでいる。胸膜肥厚斑のある労働者への補償や、それがなくてもアスベストばく露した労働者の健康管理を企業や国・自治体の責任できちんと行わせなければならない。建物などの既存アスベスト対策も不十分であり、解体作業等の現場におけるばく露が急増することも間違いない。アスベストユニオンは、良心的な医療機関と連携して、組合員の健康管理を推進する。

全国の仲間との連帯を

アスベスト被害は全国に存在する。しかし残念ながら、首都圏や関西以外の地域で、上記のような活動を繰り広げる態勢はまだ不十分である。全造船労組に加盟し、その各分会をはじめとする、心ある多くの労働組合、労働安全衛生センター、医療機関、被災者団体など、全国各地の仲間と連帯して、アスベストユニオンは活動を進める。

ニチアス

ニチアスは全造船ニチアス・関連企業退職者労働組合の団交要求に対して、申し入れから2ヶ月待たせたあげく拒否してきた。被災労働者個人と交渉は弁護士を通じて行うが、団体交渉はしない、というのである。

ニチアスの団体交渉までも戦術的に拒否

する姿勢の悪質さは、際だっている。造船各社や同業種のエーアンドエー（旧朝日石綿、浅野スレート）も話し合いに応じており、一定の解決を積み上げてきている。このままあくまで交渉を拒めば、全面对決にならざるを得ない。「被害者はどうせ金でころぶ」というニチアスの本音が透けて見えており、まことに浅はか、人をばかにした態度という他はない。被害者に対する最低限の礼儀もわきまえていない、それが石綿企業の文字通りの代表、ニチアスなのである。

ニチアスの姿勢は周辺被害問題における住民団体への対応とも共通している。徹底した話し合いの求めに対して理由をつけてこれを避け、一方で補償交渉は被害者個人とだけ行おうとし患者団体、住民団体との公明正大な論議を行わない、責任のある本社代表は決して現場交渉には出てこない、被害者が交渉に同席していても団体の代表者に委任状を要求する、という高飛車で不誠実な態度を続けている。すべての場面で、である。

そして、個々の被害者に対しては「会社は団体とは話をしない、個人となら話をしてあげるし、いい条件もだしますよ」とささやき続けている。

圧倒的に豊富な知識と経験と力をもつ大企業が、弱い立場の被害者がまとまって直接交渉を挑むと拒否し弁護士に交渉を委任し、後方で圧倒的に優位な立場を維持しながら妥協を迫るといふ悪辣な手法である。もちろん、このようなことは長続きはしない。多くの被害者もニチアスの本質に気がついている。

アスベストユニオンはニチアスのごとき加害企業が被害者を愚弄することを決して許さず、広く連帯して闘い抜くことを掲げている。

3) 何が被害なのかを決めるのは被害者だ

労災、公害の別なく、何が石綿被害なのかということが今重要な課題となっている。

具体的には、胸膜プラークないし軽度石綿肺の石綿健康管理手帳所持要件相当の所見を有する人たちの補償問題である。

中途退職者を中心におびたどしい数の新たな石綿有所見者がみつき、石綿健康管理手帳の交付数も激増した。年2回の検診、そのための交通費は支給されても、そのための休業補償や慰謝料はまったく支払われていない。有所見者にも症状に幅があり、自覚症状の比較的強い人もいる。

労災補償の法制度対象外というだけの理由でこうした有所見者には、公的制度上はむろん、ほとんどすべての企業が一切の補償を行っていない。これは、労働者に対してだけではない。周辺住民被害者に対しても同様である。

しかし、労災補償対象外という理屈でも補償をしないことを加害企業が勝手に決めていいはずはない。労災補償対象外であっても、じん肺の管理2や3の被災者には相当の慰謝料を認めるというのが裁判所の判断として定着しており、これには補償制度を制定している企業は少なくないし、求めがあれば応じるというのが世間の常識である。ニチアスでさえ、こうした管理2以上合併症無しのじん肺有所見者への補償制度

を設けている。

実際に胸膜プラークないし石綿管理手帳交付をもって補償を実施している企業もすでにある。

静岡県の王寺特殊紙（旧安倍川製紙）は年齢を問わず石綿健康管理手帳交付時に100万円を支払う制度がある。エーアンドエーは全造船ユニオンよこはまとの交渉の結果、胸膜プラークによる石綿健康管理手帳所持者に200万円を支払うことで合意している。

石綿被害の、いわば広い裾野の部分の被害に対する補償ないし救済制度は、健康管理対策とともに確立されなければならないものなのであるが、いずれの大企業も「出る

ところに出るんだっいたらいつでも受けて立ちますよ」的な木をくくった姿勢に終始しているのが現状である。ニチアスなどが、一方で、団交拒否によって被害者を分断することに汲々としているのをみると、補償支払いを安上がりにすることにしか関心がなく、よくわかろうというものだ。

関西労働者安全センターは、前号で述べたように石綿問題と情報公開についての現状を打破し、加害企業や政府に隙間・格差のない補償・救済を実行させるため、今後とも地道に、豊かな発想で、広範な人たちと協力しながら運動に取り組んでいきたいと決意を新たにしている。

明日をください

今井明 写真・文



アスベスト公害と患者・家族の記録

編集／『明日をください』出版委員会

発行／アットワークス

Tel:06-6920-8626 Fax:06-6944-9807
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/ashita.html>)

B5版108ページ 定価1575円（送料別）

今井明 写真・文

『明日をください』
アスベスト公害と患者・家族の記録

クボタ・シヨックから一年
石綿健康被害救済新法が施行されても
アスベスト問題は終わらない
横須賀からクボタまで
明日への思いをつなぐフォトドキュメント

アスベスト報道ダイジェスト 2006年12月

12/1 中皮腫で1995-2005年に死亡した約8000人のうち約4割の被害者しか、労災補償や救済新法などの措置を受けていないことが、関西労働者安全センターのまとめで分かった。同センターは制度の不備や周知不足を指摘。今年9月末までに中皮腫の労災補償が認められたのは1434人。また、新法で救済された労災時効申請者は9月末現在で452人、労災以外の新法適用者は11月21日時点で1224人。この三種類の救済制度が適用された人は計3110人とどまっている。

12/6 高松市屋島西町にあった旧「日本エタニットパイプ」高松工場の元従業員や遺族が、資本を引き継いだ「リゾートソリューション」にアスベスト被害に対する損害賠償を求めた訴訟で、高松地裁は、第1回弁論の前の進行協議を行った。和解による早期解決を目指すことを会社側との間で確認した。第1回弁論は来月22日の予定。

12/7 ビルの石綿除去工事を無届けで行ったとして、東京労働局三田労働基準監督署は、石綿障害予防規則違反などの疑いで、解体工事会社「創真設備サービス」と現場責任者、下請け業者を東京地検に書類送検した。今年5月、港区のビルの石綿除去工事で、天井材に吹き付け石綿が使われていたのに、作業計画を労基署に届けなかった疑い。下請け業者は、事前石綿含有の有無の調査をせずに、作業員5~6人に工事をさせた疑い。

12/8 横浜ゴムは元社員が平塚労働基準監督署からアスベスト健康被害に基づく労災認定を受けた、と発表。同社では初めての認定。元社員は平塚製造所でボイラーの保守点検などに従事した。

12/12 在職中に中皮腫を発症し、定年退職後に亡くなった西宮市の元中学教諭の女性の遺族が、「体育館などでアスベストが使われていたのが原因」として、公務災害を申請していた。

12/14 労災補償の時効になったアスベスト被害者の遺族を対象にした特別遺族年金の支給で、申請時に認定基準に達していないとみられた肺がん患者の遺族の申請について、伊丹労働基準監督署が証拠を掘り起こし、支給を決定していたことが分かった。伊丹労基署の調査で、石綿肺の所見を示すカルテや、肺の一部が病院に残っているのが見つかり、通常環境暴露を上回る乾燥肺重量1グラム当たり1500本の石綿小体が検出され、また工場だけでなく、以前の勤務先も合わせて10年以上の石綿暴露作業が分かった。

アスベスト対策を会社が怠ったため悪性中皮腫で死亡したとして、千葉県男性の遺族が勤務先だった「関西保温工業」に8800万円の賠償を求めた訴訟で、最高裁第1小法廷は、会社側の上告を退ける決定を出し、会社の安全配慮義務違反を認め、約4680万円の賠償を命じた2審判決が確定した。原告側によると、同種訴訟で企業の賠償責任を認めた判決が確定したのは初めて。

「青石綿」が1989年に大阪府内で122トン使

用されたことを示す内部文書が見つかった問題で、厚生労働省は再調査で青石綿使用の事実は確認できなかったとして調査を打ち切るという。

沖縄県内の米軍基地に勤務し、肺がんで死亡した元従業員の日本人男性の遺族が、「米軍の過失でアスベストにさらされ石綿肺がんになった」として、日米地位協定に基づき計3000万円の損害賠償を那覇防衛施設局長に求めることが分かった。18日に同施設局に請求する。

12/15 尼崎市のクボタ旧神崎工場のアスベスト被害で、同市が、中皮腫を発症した患者や遺族からの聞き取り調査に基づき、生活環境などの分析を進めている。調査の対象は、中皮腫の死亡者や療養中の患者計145人。内訳は02-04年に中皮腫で死亡した市民と、旧工場の周辺被害が発覚した昨年六月以降、市に相談を寄せるなどした患者ら。

12/17 アスベスト被害をうけた下請け労働者や遺族、退職者らが、「アスベスト・ユニオン」を結成した。地域や企業の枠を越えて協力し、企業に補償や情報開示、健康診断などを求めていく。

12/19 アスベスト作業に従事する労働者に1972年から義務付けられている健康診断の記録が、沖縄県内の基地従業員については早くも82年度からしか保存されていないことが分かった。那覇防衛施設局が明らかにした。神奈川労災職業病センターは「30年の保存義務があるのににもかかわらず記録がないということは診断をしていなかった証明だ」と述べている。

12/21 大阪府は10月23-26日に同市中央区心斎橋筋1の「心斎橋共同センタービル」で外壁のアスベスト除去作業を請け負った「竹中工務店」が、大阪府条例で定める基準の31倍の石綿を外壁に飛散させたと発表した。基準超過は2回。隔離するシートが約15センチ破れ、作業員が服や靴に付着した石綿を十分に洗浄していなかった。

じん肺と合併した肺がんは労災の対象外として、国が遺族年金の不支給を決定した大阪府の男性の遺族に対し、大手機械メーカーのクボタが、年金分を含め数千万円の補償をしたことが分かった。男性が死亡した約4年後に労災の基準が変更され、じん肺がんも対象に含まれた。同社は「制度上の問題で気の毒だった。在職中に亡くなったことなどの事情も勘案した」としている。

12/22 厚生労働省は、悪性胸膜中皮腫の薬として、ベムトレキセド（アリムタ）を1月上旬にも承認する方針。26日の専門家会議に報告し、申請から半年余でスピード承認する見込みだ。

12/28 中皮腫と石綿肺がんで労働災害と認められた人が勤務する事業所名などについて、厚生労働省が、05年度以降新たに判明した分の公表を拒んでいることが分かった。「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」は厚労省の対応を批判。情報公開の継続を求めるファクスを安倍晋三首相や柳沢伯夫厚労相らへ送った。

OSHMS導入にインセンティブ措置、しかし効果は？

改正労働安全衛生法を読む⑤

昨年4月の労働安全衛生法改正で、最も重要な改正点のひとつとして、リスクアセスメントの実施が努力義務として規定された。条文は次のとおりだ。

第二十八条の二 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

「リスクアセスメント」という片かな言葉は、法律の中では「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置」と置き換えられているが、このリスクアセスメントは、安全衛生委員会の付議事項にも加えられ、ほかに安全管理者や職長など様々

な安全衛生教育の項目にも加えられている。

そして、このリスクアセスメントを中心にした労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）の導入も、改めて「安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善」として各条文に取り入れられ、努力義務が課されるに至っている。

厚生労働省は「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」を改正するほか、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」という二つの指針を公示し、関連する通達をいくつか発出している。

さらに、今度の改正をめぐる検討経過の中で出てきた中小事業主に対するOSHMS導入のインセンティブ措置も設定されている。

届出義務の免除 すでに実施済み事業場対策に

インセンティブ措置の第一は、OSHMSを実施していると認定された事業主については、建設物や機械を設置、移転、構造部分の変更をするときに、第88条第1項で

義務付けられている計画届提出が免除されるというものである。

OSHMSを実施しているのであるから、新たな設備などを設置したり変更するとき、リスクアセスメントされているはずだからわざわざ届け出なくても法律の趣旨は生かされていることになり、この免除は整合性があるといえよう。免除の要件は、「①労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施していると認められていること。」以外に、「②労働災害の発生率が業種平均を下回っていること。③申請の日前1年間に死亡災害等の重大な労働災害が発生していないこと。」となっている。

それでは、どのような状態で労働安全衛生マネジメントシステムを「適切に実施している」と認定されるのだが、厚生労働省の指針をもとにしたチェックリストを満たすことが事実上の要件とされている。そしてこの判断をして認定するのは、所轄の労働基準監督署長となっている（次ページのチェックリスト[一部]参照）。

ただこのインセンティブ措置は、すでにOSHMSを実施している事業場が、付随的な利益を得る措置にすぎないともいえる。OSHMSを実施する経営的な判断、投資、実務的な努力に比して、届出が免除されるだけなので新たなインセンティブ効果が現れるとはいいいにくいのではなかろうか。

特例メリット制の適用申請 ほんとうにメリットになる？

二つ目のインセンティブ措置は、労災保

険の特例メリット制の適用が申請できることである。

特例メリット制を説明する前に、メリット制をごく簡単に説明しておこう。労災保険料は業種ごとの労災保険率を総賃金額に乗じて決まる。たとえば機械器具製造業なら現在は労災保険率が1000分の7なので、年間に賃金を1000万円支払っていたら労災保険料は7万円ということになる。この保険率を過去3年間の労災保険給付実績により上げ下げするのがメリット制である。ただ、事業場規模があまりに小さいと、偶然の要素で保険料が影響を受けるため、計算式で定められた業種ごとの規模以上の事業場が適用対象となる。

そしてその上げ下げの範囲は、表1のとおり±40%で労災保険率が変わるということである。たとえば金属製品製造業（労災保険率は1000分の14）で100人の労働者がいる事業場が年間5億円賃金を支払ったとしたら、5億円×1000分の14で700万円の労災保険料ということになる。

しかしここ3年度間に全く無災害で、保険給付が無かったとしたら、メリット増減率は-40となるので、保険率が14/1000×60/100で、8.4/1000となり5億円に乗ずると420万円の労災保険料になる。

さて、OSHMSを適切に実施していると認定されたことを申請して、特例メリット制を適用するとどうなるかということだが、要するに上下5%増減率が拡大されるということである。

労働安全衛生規則第 87 条に基づく措置に関する評価結果の概要 (一般用) 【記載例】

指針該当条文	評価項目 ☆は、現認、ヒアリング等を主体として確認すべき事項を示す。	判定	判断材料となった書類 の名称、ヒアリング者 等	書類等の記載事項、ヒア リング日時等	判断理由
○安全衛生方 針の表明(第 5 条第 1 項 関 係)	1. 事業者が安全衛生方針を文書(電子媒体の形式でも可。以下同じ。)により定めているか。	適	○○工場OSHMS 管理規程	第 1 章第 1 節「○○工 場安全衛生方針」(▲ 頁)	左記により文書にて安全衛生方針が定められてい ることが確認できた。
	2. 安全衛生方針を労働者及び関係請負人その他の関係 者に周知しているか。 *周知方法には、例えば、以下のものがあればよいこと。 (1) 安全衛生方針を口頭、文書、電子メール等により 伝達すること。 (2) 文書の掲示、インターネットでの掲示等により、 安全衛生方針をいつでも閲覧可能な状態にしてお くこと。	☆ 適	①工場長 計画太郎 氏へのヒアリング ②安全衛生委員会議 事録 ③請負契約書関係書 類 ④事業場内の各所へ の掲示	①平成 18 年 6 月 15 日 実施 ②平成 18 年度第 1 回安 全衛生委員会議事録(4 月 10 日開催分) ③社内報「××通信(平 成 18 年 4 月号)」 ④請負契約を締結する 際の契約書の添付書類 (構内協力会社 12 社と の契約書に添付) ⑤事務所受付、全ての 工場建屋に掲示(6 月 15 日現在)	①工場長に対するヒアリングにより、労働者及び主 な関係請負人(オブザーバー参加)に対しては毎年 4 月に開催される安全衛生委員会において周知し ていることが確認できた。 ②①のヒアリングにて確認した安全衛生委員会に おける周知について、委員会議事録により確認でき た。 ③主要な請負人以外の関係者であって、「○○工場 OSHMS 管理規程」にて周知対象となっている者 については、文書により通知されていることが確認 できた。 ④事業場内の見えやすい場所に安全衛生方針が掲 示されていることを確認。
(第 2 項 関 係)	1. 安全衛生方針に次の事項が含まれているか。	—	—	—	—
	(1) 労働災害の防止を図ること。	適	○○工場OSHMS 管理規程	第 1 章第 1 節「○○工 場安全衛生方針」(▲ 頁)	「職場の安全衛生水準の向上、安全、健康で快適な 職場を実現するため」との記載があることを確認。
	(2) 労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施するこ と。	適	○○工場OSHMS 管理規程	第 1 章第 1 節「○○工 場安全衛生方針」(▲ 頁)	「職員の皆様も一致協力して私と一緒に取組んで いただきたい」との記載があることを確認。
	(3) 労働安全衛生関係法令、事業場において定めた安全 衛生に関する規程(以下「事業場安全衛生規程」とい う。)等を守ることを。 (4) 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う 措置を適切に実施すること。	適	○○工場OSHMS 管理規程	第 1 章第 1 節「○○工 場安全衛生方針」(▲ 頁)	「お互い安全衛生に関する法令及び当社規程を遵 守し」との記載があることを確認。
○労働者の意	1. 安全衛生目標の設定並びに安全衛生計画の作成、実	適	○○工場OSHMS 管理規程	第 1 章第 1 節「○○工 場安全衛生方針」(▲ 頁)	「このたび確立した労働安全衛生マネジメントシ ステムを適切に実施運用することにより、効果的に 安全衛生活動を推進し、継続的な改善を図ることと しました。」との記載があることを確認。

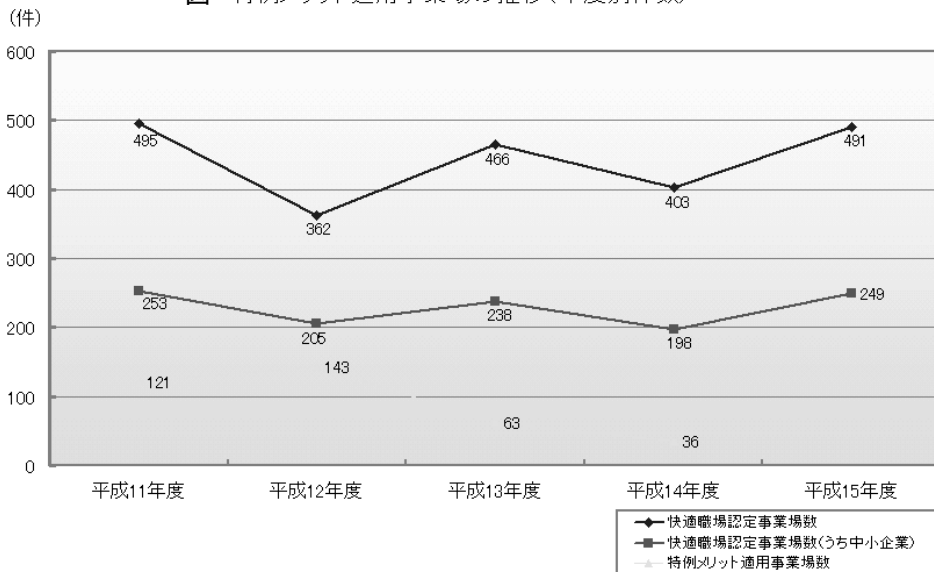
表1 特例メリット制が適用となった場合の労災保険率の増減

メリット制に基づく収支率	メリット増減率
5%以下のもの	45%減ずる
5%を超え 10%までのもの	40%減ずる
10%を超え 20%までのもの	35%減ずる
20%を超え 30%までのもの	30%減ずる
30%を超え 40%までのもの	25%減ずる
40%を超え 50%までのもの	20%減ずる
50%を超え 60%までのもの	15%減ずる
60%を超え 70%までのもの	10%減ずる
70%を超え 75%までのもの	5%減ずる
85%を超え 90%までのもの	5%増加する
90%を超え 100%までのもの	10%増加する
100%を超え 110%までのもの	15%増加する
110%を超え 120%までのもの	20%増加する
120%を超え 130%までのもの	25%増加する
130%を超え 140%までのもの	30%増加する
140%を超え 150%までのもの	35%増加する
150%を超え 160%までのもの	40%増加する
160%を超えるもの	45%増加する

特例メリット制で加わる増減率

- 網かけをした「45%減ずる」と「45%増加する」の部分が特例適用を申告したことで加わるものです。特例適用を申告しなければ、それぞれ「40%減ずる」と「40%増加する」となります。
- 事業の種類に応じた労災保険率から通勤災害に係る率を除いたものをメリット増減率で増減させ、再び通勤災害に係る率を加えたものが、労災保険率となります。

図 特例メリット適用事業場の推移(年度別件数)



なお、このOSHMS導入による特例メリット制適用は、中小事業場（金融、保険、不動産、小売、飲食店の各事業で50人以下、卸売、サービスの各事業で100人以下、その他の事業で300人以下）でメリット制が適用される事業に限定されている。

実際に前述の事例に当てはめ、特例メリット制が適用されたとすると、-45%となり385万円の保険料になる。結局有利なのは、3年間全く保険給付が無かった場合に保険率が5%（ほんの少し）下がって、5億円の総賃金規模なら35万円得をするだけということだ。

逆にたまたま重大災害が発生してしまうと、増のほうも5%上がることになり、普通より多く払わねばならないことになる。

さあ、この特例メリット制による利益を得るために中小事業主はOSHMSの導入をすることになるだろうか。

適用申請がごくわずかという 特例メリット制のお粗末な歴史

そもそも特例メリット制については、「快適職場推進計画」を策定した事業場が受けられる利益としてあった制度だが、これまでの申請・適用実績を見てみると、平成11年が121事業場、12年は143、13年は63、14年は36と極めて低調である。しかも快適職場の認定を受けている事業場はずっと多いにも関わらず、特例メリット制の適用申請をしなかった事業場の数がかかりの数に上っていることが分かる。（図[労災保険率専門検討会における資料より]参照）

こうした状況の背景を調べ、施策の効果をも十分に調べることなくOSHMS導入促進のインセンティブ措置とするのは、いかにも安易にすぎるのではなからうか。快適職場の認定を受けながら特例メリット制の申請をしなかった事業主の選択理由を点検するだけで、もう少し違う施策が打てなかったのだろうか。

そういうことで、中小事業場でOSHMSの導入を促進することが労働安全衛生運動からみても、また行政施策の上から見ても大事なことであるには違いないが、少なくともこの特例メリット制が導入促進の効果を生み出すようには思えないのである。

労災保険料の減額によって事業主にインセンティブを与えるのであれば、もっと利益が分かりやすくなければならない。たとえば下げ幅拡大のみとするのであれば、まだ説明はつきやすいだろう。そもそも保険率は定期的に業種ごとの実績をもとに設定されなすのだから、それほど業種内の不公平感を増やすことはないだろう。そもそも保険率の計算方法自体に他の根本的な矛盾を抱えていることからすれば、この特例メリット制に皆が納得いく大幅な改善をすることは十分に理解を求めうる施策となるのではないかと考えられる。

OSHMSをめぐる労働安全衛生法改正は、まだまだ試行錯誤的な域を脱していない。むしろこれから意欲的な中小企業とそこで働く労働者による取り組みで、新たな施策に近づけていくという努力が必要といえるのではないだろうか。

前線から

住友石綿じん肺裁判で元従業員が全面勝訴

ホットラインで被害の掘り起こしに取り組む

全国

10月30日、横浜地裁横須賀裁判所で第2次住友石綿じん肺裁判判決は原告全面勝利で決着した（6頁新聞記事参照）。住友機械工業がじん肺管理2以上で合併症を発症した元従業員、およびじん肺で死亡（中皮腫1人を含む）した元従業員の遺族に1400万から2500万円を支払う内容で、住友機械工業は控訴を断念、判決が確定した。企業側の安全配慮義務違反を認め、補償すべきとしており、元従業員に被害が出た企業はこの判決を踏まえ、積極的に上積み補償を設け、速やかに救済するべきである。

全造船機械労組は、翌日の10月31日から3日間、造船や下請け労働者のアスベスト被害を掘り起こすべく、「造船関連アスベ

ストホットライン」を実施、東京、神奈川、大阪、兵庫、岡山、四国で相談に対応した。3日間で合計393件の相談が寄せられ、当センターが担当した大阪にも38件の相談があった。肺がんや中皮腫などアスベスト関連疾患の相談が寄せられたほか、検診を受けたい、検診費用を会社に負担してもらいたい、発症した場合会社に証明がもらえるか、など退職者が不安を訴えるものも多かった。

翌月12月1-2日は全国労働安全衛生センター連絡会議の呼びかけで10回目となる全国一斉労災職業

病ホットラインを実施、「アスベスト健康被害」をテーマとし、全国21ヶ所で相談を受け付け、128件の相談が寄せられた。

大阪には20件で、中皮腫4件、肺がん2件、プラーク2件など具体的な健康被害相談のほか、退職者からの健康不安の相談などもあった。厚生労働省がすでに勤務先がない退職者を対象に無料アスベスト健診を実施しており、何人かにはその制度を紹介した。

ホットライン全体では、労災不支給となり審査請求を希望する相談も増えてきている。新法の申請をしたが結果がなかなかでないというのや、一人親方など労災対象にならない人からの相談も多い。

残念ながら、まだまだ発症者が増えると予想されるアスベスト疾患、今後も被害の掘り起こしに継続して取り組む。

長尾原発裁判

東電のむなしい反撃もこれまでか

東京

東京電力福島第一原発な

どで訳4年間原発内補修作

業に従事したときの放射線被曝によって多発性骨髄腫を発症し闘病中の長尾光明氏が、東電に対して原子力損害賠償法に基づく損害賠償を求めた裁判の第11回口頭弁論が1月26日東京地裁で開かれた。

すでに労災認定されている長尾さんの訴えに対して、東電は被爆当時の資料がないなどとして事実をひた隠しにしようとしてきた。しかし、原子力損害賠償法が無過失損害賠償を規定している以上、因果関係があればそれだけで損害賠償義務があるため、事実をかくして過失責任の追求を逃れようとするのはほとんど無意味だった。そのことをよく知る東電が、ついに、「長尾さんは多発性骨髄腫ではなかった」という珍説を代弁してくれる御用学者をみつけて意見書を書いてもらったのである。

東電に依頼された清水一之（名古屋市立緑病院院長）は「多発性骨髄腫ではなく孤立性形質細胞腫である」という説を披露し、すでに国の専門検討会でさえ認められた労災認定の根



法廷後見通しを語る鈴木篤弁護士団長 2007年1月26日東京地裁

本を崩そうとしてきた。しかし、意見書の内容たるや、診断基準の恣意的解釈、カルテの歪曲など、まさにはじめに結論ありきの代物であることが、長尾さんの主治医、弁護団の反論によってこの間明らかにされてきたのである。

今回の法廷において原告側からの清水意見書への反証は一段落したが被告代理人からはさらに反論意見書を出したいとの懲りない発言、裁判長はやるだけやっという感じで、次回4月20日までに被告から専門家の意見書が提出されることになった。すでに労災認定を経ている診断に対して、これを覆すだけの論拠はある

はずもなく、問題を迷宮の中に陥れようとする被告側代理人の作戦もそろそろ限界だとみられる。

そうすると被告のしかけた「エセ医学論争」もこれで終わり、いよいよ裁判も大詰めが見えはじめたといえるだろう。

度重なる事故隠し、データの改ざん、故障・事故と労働者被曝が続く六ヶ所村再処理工場、引き受け手がない高レベル処分場、と原発推進政策はボロボロである。無理矢理の政治的原発推進のために一人一人の労働者の声を無視され、被害がないことにされてはならないという市民、労働者の声と力が支援する会に結集して原告弁護団を強力にバ

ックアップしている。

ただ当たり前前に会社に被害の責任を果たすことを求める長尾氏の訴えが法廷で

認められる日はもう遠くない。



工務店勤務等で石綿曝露

42才でびまん性胸膜肥厚に

滋 賀

滋賀県在住のKさんは1998年春に職場健診で胸部に異常を指摘され呼吸器科に受診したが原因がわからなかった。翌年の夏には少し歩いても息切れするほどになり再受診、肺がん、中皮腫が疑われたが、組織検査の結果、両側の胸膜に肥厚が広がっていることがわかった。石綿との接点を何度も質問されたが、本人と医師の知識不足もありわからずじまいだった。

9月に右側の胸膜肥厚部の切除手術を受けたが、厚さ1センチ程度の白色繊維状でセメントのように堅いものが胸膜全体を覆い、横隔膜まで広がっていたというのであった。

2000年1月から在宅酸素療法をはじめたが年々病状が悪化した。

昨年、中皮腫・アスベス

ト疾患・患者と家族の会に相談されたことをきっかけに安全センターで労災申請の支援をすることになった。地元の家族の会メンバーを中心としたサポートはKさんの妻とKさんの力強い味方になった。

職歴を聞いたところ、79年(23才)から83年にかけて豊中市の工務店に勤務し、伊丹空港周辺の住宅防音工事のため現場管理でほとんど現場にいたことがわかった。

87年から1995年までは住宅新築工事で現場管理をしており、同様に一日中現場で仕事に従事していた。幼少期に2年程度豊中市のパッキン工場の周辺に在住していたために周辺曝露も疑われたが、職業曝露があまりに明白だった。

こうした建築現場におけ

る直接間接の石綿曝露による「びまん性胸膜肥厚」であると判断されたため5月上旬に労災請求した。しかし、すでに療養開始から8年が経過し労災請求時効の2年を大きく超過していたため、多くの部分が時効とされてしまったこと、9月には労災認定されたが、その間Kさんの容体が急激に悪化し、ついに還らぬ人となったことは誠に無念であった。行政の怠慢、医療現場の無理解が生んだ悲劇としかいいようがない。

残されたKさんの妻は悲しみの中で家族の会の仲間を支えに人生を前向きに生きていこうとしている。



12月の新聞記事から

- 12/1 横浜市の市営地下鉄センター北駅で、線路の点検をしていた同市交通局職員2人が試運転の電車にはねられ死亡した。
- 12/2 日本労働弁護団の実施する労働相談で、職場でのいじめの相談件数が全体の2割近くを占め続けている。年間約2000件の相談のうち、いじめの相談は04年に8%だったが05年には17.7%と2倍以上に。06年も17.2%だった。労災相談でも「うつ病」の相談がほとんどを占める。
- 12/3 NPO法人「働く者のメンタルヘルス相談室」は14日から、職場のコミュニケーションや過重労働に悩む労働者の相談に応じる無料電話相談を毎月2回実施する。過労相談は第2木曜日、パワハラやアカハラ相談は毎月第4木曜日。いずれも午後6時～9時。06-6242-8596。
- 12/4 福島県郡山市の太田総合病院付属太田西ノ内病院本館7階の厨房でガス爆発があり、調理中の職員5人がやけどを負った。窓ガラスが割れ、地上に散乱した。過労死で夫を亡くした横浜市の中島晴香さんが過労死遺族を支援する「過労死をなくそう！龍基金」の設立を発表した。「過労死をなくすことが、夫から託された私の使命」と会社からの賠償金3000万円を充てた。千葉県立中教諭の自殺問題で、市教育委員会は勤務校の男性校長の言動がパワーハラスメントにあたり、「叱責が抑うつ状態など精神疾患の一因になった」と市議会経済教育委員会に報告した。最終報告で今後は校長の処分を検討する。自殺との因果関係については「他の要素を含め医学的知見などが必要」との判断を示した。
- 12/7 岐阜市の岐阜グランドホテル12階のトイレで改装作業中に出火、女子トイレ13平方Mを全焼した。作業をしていた内装業者が1人が全身やけどで重体、他の2人もやけどを負って重傷。
- 12/8 6回にわたる退職強要や1人っきりの倉庫作業を強いられうつ病になったとして、「リーボックジャパン」の元部長の労災が認定された元部長が記者会見。同社の営業企画部長だった男性は2004年8月、人事総務部長に「組織の見直しで仕事がなくなった」と退職を求められ、拒否すると面談を繰り返し、10月の6度目の面談で、取引先の倉庫に新たな主任のポストを設け、配転を命じた。05年1月から毎日、薄暗い倉庫で1人で働き、商品の数量検査など単純作業を強いられ、基本給も4割カットされた。同年2月にうつ病を発症し休職したため、今年5月、川崎南労働基準監督署に労災申請していた。配転の無効確認などを求めた訴訟も起こしている。
- 12/11 富山市の医薬品原料製造会社「金剛化学」の本社工場で爆発があり、3階の床と屋根の一部が吹き飛んだ。工場内にいた社員のうち1人が死亡、7人が重軽傷を負った。消防隊員7人も軽傷。同社は医薬品原料製造中に有機溶剤に引火した。アテネパラリンピック女子円盤投げの銀メダリストで東京都渋谷区職員の佐藤京子さんが今年8月、庁舎内でエレベーターを降りる際、段差で車いすごと転倒し、頸椎損傷の重傷を負っていたことが分かった。国際大会直前で出場を断念。3年前にも庁舎内で労災事故に遭っている。現在、公務労災の請求を行っている。
- 12/13 和歌山県上富田町、鳥淵バス停近くの県道上

- 富田ささみ線バイパス建設工事の架橋現場で、クレーンが倒れ、クレーンでつっていた橋げたが落下し作業員男性3人が負傷、男性1人が死亡。
- 九州・山口の炭鉱で働き、じん肺になった患者らが国と企業5社に損害賠償を求めている「西日本石炭じん肺福岡訴訟」で、長崎、鹿児島、佐賀県などの原告11人と、被告企業の1社「ニッチツ」の和解が、福岡地裁で成立、和解金は計約6000万円。協議の席上、同社は弔意を述べ、すべての患者に「お見舞い」の気持ちを表し、じん肺の再発防止に努めることを表明した。
- 12/14 滋賀県の斎藤俊信教育長は県議会一般質問の答弁で、本年度に精神疾患を理由に休職した小中高校の教職員が65人の上っていると、教職員の過酷な勤務ぶりを強調した。休職したり30日を超える特別休暇を取得した教職員が、精神疾患を理由にした65人を含めて110人いた。
- 静岡県富士宮市の工事現場で、重さ約4トンの鉄製の箱をつり上げていたナイロン製ロープが切れ、鉄箱が落下し、作業員2人が下敷きになった。うち1人が死亡、もう1人も重傷を負った。
- 12/18 北海道佐呂間町の竜巻災害で、北見労働基準監督署は、トンネル工事事務所にいて死亡した9人全員の労災を認定した。11月末に遺族が労災申請してから1カ月以内のスピード認定。北見労基署は「工事現場で使うプレハブにはもともと危険性が内在しており、危険な環境だった」と判断した。ほか負傷した約20人が労災申請を予定。
- 12/19 大阪府東大阪市の化学工場「明和産業」で数回爆発があり、鉄骨平屋の工場兼倉庫約250平方Mがほぼ全焼。作業員2人がやけどを負った。隣接するマンションの住民が一時避難した。
- 東京都港区「六本木天然温泉zaboo」の地下3階で、清掃作業中に従業員の男女計8人が気分の悪さを訴えたが軽症。清掃用の消毒液を作る際に、薬品を誤って混ぜ、塩素系のガスが発生したとみられる。
- 12/25 消毒液に含まれる化学物質を長期間浴び続け化学物質過敏症になったとして、大阪市の元看護師が病院を営営する日本海員救済会に計約2400万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、大阪地裁は同会に約1060万円の支払いを命じた。原告側の弁護士は「化学物質過敏症を後遺症と認めた初の判決ではないか」としている。元看護師は平成10年から3年余り、大阪掖済会病棟の医療器具の滅菌作業を担当。換気が不十分で防護マスクも着けなかったため、消毒液に含まれるグルタルアルデヒドを浴び、呼吸困難などの症状が出た。症状は改善せず13年に退職。化学物質過敏症と診断された。現在はたばこの煙や香水でも疲労感や呼吸困難になるため、ほとんど外出もできない。
- 12/27 千葉県袖ヶ浦市の住友化学千葉工場の円柱状のLPGタンクの上で、ゴンドラのワイヤロープを巻き上げる作業をしていた塗装会社の作業員2人が地面に落下、全身を強く打って死亡した。
- 12/28 全身の痛みやしびれなど、振動障害に約50年悩まされ続けた神戸市の元溶接工の男性が、神戸西労働基準監督署から労働災害の認定を受けていたことが分かった。造船会社の下請けで40年以上働き、体の不調を訴えてきたが、会社や病院から職業病の可能性を知らされず、労災補償による救済を受けられなかった。